

日本血液疾患免疫療法学会「倫理に関する指針」

日本血液疾患免疫療法学会（以下「学会」という。）は、血液疾患の免疫療法に関する基礎ならびに臨床研究に携わる研究者、医療従事者、企業・団体の活発な討議の場を形成し、この分野の発展に寄与することを目的とする学術団体である。

その学術会議の場で発表される演題は、研究対象者の安全性や個人情報に配慮しつつ、尊厳と人権を守り、「ヘルシンキ宣言」、「個人情報の保護に関する法律」、「人を対象とする生命科学・医学的研究に関する倫理指針」、「遺伝子治療等臨床研究に関する指針」、「再生医療等の安全性の確保等に関する法律」、「臨床研究法」および関連するその他の法令、政令、省令、指針、通知等を遵守して行われた研究でなければならない。

また、ヒト検体を用いた基礎研究もしくは臨床研究を遂行する際には、当該および関連する施設における倫理委員会で、研究の倫理性、科学性および妥当性についての審査を経て、委員会の承認を受けてから実施すべきである。また、研究の目的と内容をよく説明し、研究対象者自身の自由意志による同意（インフォームドコンセント）を得て、研究を実施すべきである。

なお、本指針に違反した場合は、倫理・利益相反委員会の議を経て、理事会にて対応を協議し決定する。

このように、学会では研究対象者の人権保護に配慮しつつ、血液疾患に対する免疫療法の安全性、有効性の向上に寄与するよう努める。

附. 本指針は令和5年6月25日より施行する。